

平成26,27年度検討会の検討内容と その後の成果の振り返り

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会の設置

今後の都市の将来像、新たな都市マネジメントについて各種委員会等において議論が進められている

H26年6月～ 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
新たな時代の都市マネジメント小委員会
H27年3月～ 大都市戦略検討委員会

問題意識

我が国の都市が直面している課題の解決に都市公園は如何に貢献すべきか

具体的には、都市公園が都市の再構築にどう貢献すべきか？
都市公園が核となってまちを元気にするためには？

- ＜都市公園の状況＞
- ・都市公園は10万箇所、12万haのストックを形成
 - ・都市に必要な不可欠な環境基盤として、豊かで質の高い環境の形成に貢献

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」
の設置(H26年11月)

課題への対応と検討会における論点

都市をとりまく諸課題

①コンパクトな都市の形成

地方都市において、厳しい人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の増加が見込まれており、都市全体の構造を見渡しなが、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要。

②女性の活躍・少子化対策

子育て支援、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援等により、女性が輝く社会の実現と少子化対策の更なる強化が必要。

③高齢社会対応

超高齢社会の到来に対応するため、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるとともに、地域全体で生活を支えることができる社会が必要。

④地方創生(地域活性化)の推進

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境の整備が必要。

⑤民間活力の活用

真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが必要。

⑥地方分権の展開

国は国際社会における新たな課題への対処など本来果たすべき役割を重点的に担い、地方は多様な行政ニーズに主体的に対応することで、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させる必要。

論点

論点1 人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編と利活用のあり方

①都市公園等の配置と機能の再編

- ・都市機能の集約に対応した機能と配置の再編
- ・郊外部や小規模公園の統廃合を含む再編 等

②オープンスペース体系への広場の位置づけ

- ・広場空間等の実態把握
- ・都市公園や広場空間のオープンスペース体系化

③他分野との連携による都市公園の機能更新、ストック効用の拡大

- ・喫緊の子育て、高齢者支援への対応
- ・都市公園における子育て支援空間の確保、施設との連携

論点2 まちの活力と個性を支える多様な都市公園の運営のあり方について

④既存ストックの可能性を引き出す公園活力の創出

- ・多様化する利活用事例の収集・提供、考え方の整理
- ・地方公共団体の柔軟な対応の促進、許可要件の明確化 等

⑤民が担う公の役割を踏まえた公園運営の推進

- ・民間事業者、自治会等地域住民、ボランティア等が主体となった公園の管理運営のあり方
- ・エリアマネジメントとの連携 等

⑥公園評価の推進

- ・第三者による見える化を通じた公園管理の質の向上
- ・優良維持管理事例の評価、情報発信 等

都市公園の現状

10万箇所・12万haのストック

総数の4割は0.1ha未満の小規模な公園

整備費が減少し、これまで同様のペースでの量的拡大は困難

少子高齢化への対応ニーズの増大

今後20年間でストックの老朽化が急速に進行

維持管理費がピーク時の約3分の2に減少

多様な公園利用の評価

ポテンシャルを十分生かし切れていない公園の存在

アウトプット

制度の見直し等

技術的な助言等

モデル的な支援等

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要

1. 都市を取り巻く社会状況

- 少子高齢化と人口減少
- 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- 地方の活性化と大都市のグローバル化
- 都市インフラストックの拡大と老朽化の進行
- 財政面、人員面の制約の深刻化
- 国民の価値観の多様化・企業による社会貢献の広がり

2. 緑とオープンスペースの状況

- 都市公園ストックの一定の蓄積（10万箇所、12万ha）
- 施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
- 財政制約の深刻化と戦略的なストックマネジメント 等

3. 今後の都市の方向性

- 集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
- 大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市
- グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち 等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペース政策は 『新たなステージ』 へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性を再認識し、都市の特性に応じた発揮を充実・強化

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮**すべく、その**ポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行**すべき

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペース**が、美しく風格ある都市を実現
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした豊かな緑とオープンスペース**が、個性と活力ある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が主体的に運営する緑とオープンスペース**が、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき観点

ストック効果をより高める

民との連携を加速する

都市公園を一層柔軟に使いこなす

パラダイムのシフト

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけでの発想

- 行政主体の整備、維持管理

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

- 使うこと、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

- 市民やNPO等の主体的な活動を推進
- 広場空間等民間施設との積極的な連携

- 地域との合意に基づく柔軟な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

新たなステージへの移行に向けた重点的な戦略

凡例：
○前回検討会後に実現した施策
(本資料における記載ページ)

総合的な緑のまちづくり戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

(1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進

●多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基軸として集約型都市構造化を進める方針など、リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理し、計画的に推進

- ①市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項の拡充【都市緑地法】(p.6)
- ②グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設【予算】(p.7)

(2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化

●民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、緑の多面的な価値を発揮

- (施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討
・広場空間の防災性向上等への公的な支援

- ③都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9)
- ④民間による市民緑地の整備を促す制度の創設【都市緑地法】(p.10~11)
- ⑤緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充【都市緑地法】(p.12)

(3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化

●地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化

- (施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

- ⑥都市公園ストック再編事業の創設【予算】(p.13)

都市公園の新展開

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮できるように、以下の施策を実施

(1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進

●まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮するための計画に基づくマネジメントの推進

- (施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進

- ①市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項の拡充【都市緑地法】(p.6(再掲))

(2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進

●子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、都市公園を活性化、まちを活性化

- (施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充

- ⑦都市公園占用物件への保育所等の追加【都市公園法】(p.14~15)
- ⑧都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9(再掲))
- ⑧公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸【都市公園法】(p.16)
- ⑨民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度(Park-PFI)の創設【都市公園法】(p.17~18)

(3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進

●地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進

- (施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

- ③都市公園法の特例等の創設【都市再生特別措置法】(p.9(再掲))

民と連携した施策推進

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る

(1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築

●緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制の構築

- (施策例) ・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置

- ⑩公園の活性化に関する協議会の設置【都市公園法】(p.19~21)

(2) 新たなステージを支える人材の育成、活用

●都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、サポートする仕組みを設置

- (施策例) ・管理運営の質を向上させるための情報交換会等の定期的開催
・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討
・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成

- ⑪ガイドラインの作成、プラットフォームの支援等(p.22)

(3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み

●維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

- (施策例) ・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

- 具体的な施策に反映できていない(p.23)

① 「緑の基本計画」の記載事項の拡充

- 緑の基本計画の法定記載事項として、都市公園の管理の方針、生産緑地地区等の都市農地の保全を追加。【都市緑地法第4条・H30年4月施行】
- 各自治体の緑の基本計画のうち、都市公園の管理の方針に係る記載がある計画は174(うちH30年4月以降公表のものは74)、生産緑地の整備保全に係る記載のある計画は244(同60)(R元年度末時点)。
- また、都市緑地法運用指針において、緑の基本計画と立地適正化計画の整合を図るべきことや、緑化の推進にあたって官民の連携が重要であることが示されている。なお、25の計画で立地適正化計画に係る記載がみられる(R元年度末時点)。

「緑の基本計画」の記載事項の拡充の概要

- 計画の法定記載事項(赤字下線部を改正で追加)
- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○記載の状況(R元年度末時点)

| | 都市公園の管理の方針に係る記載のある計画数 | 生産緑地の整備保全に係る記載のある計画数 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 全数 | 174 | 244 |
| うち、H30年4月以降公表(※予定を含む) | 74 | 60 |

※H30年4月以降公表の計画の全数は112

都市緑地法運用指針(抜粋)

- 4 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)
- (2)都市計画法等との関係
(略)人口減少に対応したコンパクトなまちづくりなど、都市全体の動きと連携した戦略的な都市の再構築を推進するため、**都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)**と整合を図り、都市全体での緑地のあり方について検討することも重要である。(略)
- (4)基本計画の内容
- ③「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は、目標を実現するための都市公園の整備や特別緑地保全地区、生産緑地地区の決定等の施策、公共公益施設や**民有地の緑化の方針**、市民農園等の整備に関する施策の展開方策について定める趣旨である。(略)また、**地域の課題解決に向けては、地域住民や官民の関係主体、さらには行政内の様々な部局との情報交換・連携が重要**であり、緑地が果たす役割を示しつつ、市区町村内で実施される各種事業と相互に連携できるように、グリーンインフラとしての活用に関する方向性について定めることが望ましい。(略)

② グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設

- OR2年度にグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を創設。
- 官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進。

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の概要

○事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

○事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画**を策定

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

| 目標(例) | 目標の具体的な内容 | 目標達成に必要なグリーンインフラ |
|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 目標① 雨水流出の抑制 | 下水道施設への負荷軽減量 | 都市公園の整備 レインガーデンの整備 |
| 目標② 都市の生産性向上 | 事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数 | 建築物の緑化 芝生広場の整備 |
| 目標③ 暑熱対策による都市環境改善 | 夏季における事業実施区域内の気温低減 | 公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化 |

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ◆ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(補助金)**: 民間事業者等へ補助(直接補助:1/2)
 - ◆ **都市公園・緑地等事業(交付金)**: 地方公共団体へ補助(直接補助:1/2、間接補助:1/3)

ハード

- ① 公園緑地の整備
- ② 公共公益施設の緑化
- ③ 民間建築物の緑化(公開性があるものに限り)^{※1}
- ④ 市民農園の整備
- ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備(防災・減災推進型^{※2}に限る)【R3拡充】
- ⑥ 緑化施設の整備(①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る)

ソフト

- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
- ⑧ 整備効果の検証



^{※1}脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開性のものも対象とする。【R4拡充】
^{※2}防災・減災推進型: 防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組(通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定)

○事業実施イメージ

複数の地域課題(例)

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】
 ✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出
対象エリアのイメージ

- 民間建築物の緑化
- 緑化施設(ミスト)の整備
- 公共公益施設(街路空間)の緑化

雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

雨水貯留浸透施設のマニスマ

- 自然環境が持つ多様な機能を発揮
- 雨水の一時的な流出抑制
- 蒸発散による路面温度上昇抑制
- 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

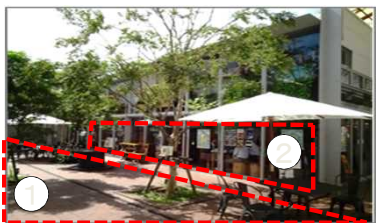
[予算] 交付金等による支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置



・民間事業者による民地部分のオープンスペース化 (①) や建物低層部のガラス張り化等 (②)

[税制] 固定資産税の軽減
[予算] 補助金による支援

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

[金融] 低利貸付による支援



・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

③ 都市再生特別措置法改正による都市公園法の特例等の創設

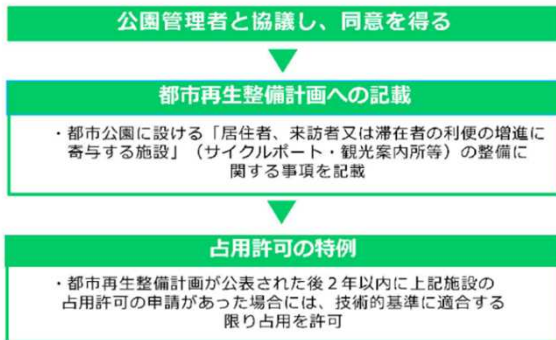
○都市再生特別措置法改正により、都市再生整備計画区域内や滞在快適性向上区域(まちなかウォークアブル区域)内の都市公園における特例等が創設された。【都市再生特別措置法第62条の2～第62条の7等・R2年9月施行】

都市再生特別措置法改正による都市公園法の特例等の概要

○都市公園占用許可の特例(サイクルポート・観光案内所等)

- 公園管理者と協議し、同意を得たうえで、「居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設」(サイクルポート・観光案内所等)の設置について、市町村が都市再生整備計画に位置付け。
- 計画の公表から2年以内であれば、占用許可の特例を受けることが可能となる。

都市再生整備計画の区域内



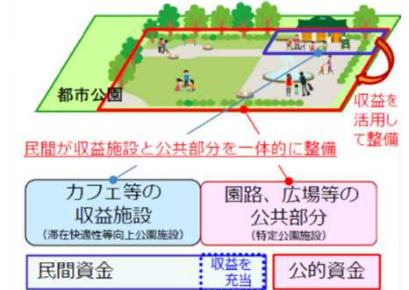
制度活用イメージ



○公園施設設置管理協定制度(都市公園リノベーション協定制度)

- 滞在快適性等向上区域内の都市公園において、民間事業者等※が行うカフェ、売店等(滞在快適性等向上公園施設)の設置・管理やそれにより得られる収益を活用した園路、広場等(特定公園施設)の整備を、市町村が都市再生整備計画に位置付け。
※当該都市公園における事業実績を有する一体型滞在快適性向上事業実施主体又は都市再生推進法人
- 計画に基づき、公園管理者と民間事業者等が協定を締結した場合、都市公園法の特例がインセンティブとして適用される。

- 都市公園法の特例
- ① 設置管理許可期間の延長 (10年→20年)
 - ② 建蔽率の上限緩和 (2%→10%)
 - ③ 占用物件の追加 (自転車駐車場、看板・広告塔)



○都市公園占用許可の特例(看板・広告塔)

- 滞在快適性等向上区域内の都市公園において、民間事業者等※が行う地域の催しに関する情報を提供する看板・広告塔の設置について、市町村が都市再生整備計画に位置付け。
※一体型滞在快適性等向上事業のうち市町村による都市公園の整備等と一体的に行われる事業の実施主体
- 計画の公表から2年以内であれば、占用許可の特例を受けることが可能となる。



公園内に設置する看板、広告塔のイメージ

○公園施設の設置管理許可の特例(飲食店・休憩所等)

- 滞在快適性等向上区域内の都市公園において、民間事業者等が行うカフェ、休憩所等の交流滞在施設の設置・管理について、市町村が都市再生整備計画に位置付け。
- 計画の公表から2年以内であれば、設置管理許可を受けることが可能となる。



交流滞在施設のイメージ

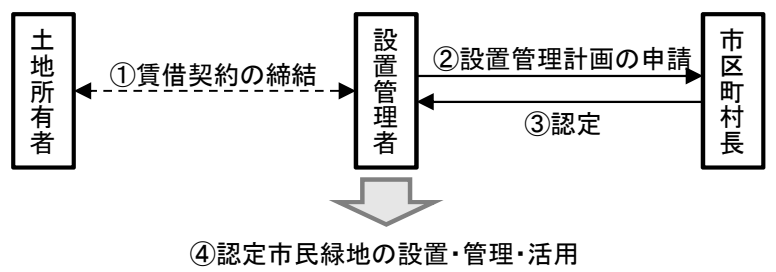
④ 民間による市民緑地認定制度の創設（1）

- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。【都市緑地法第60条・H29年6月施行】
- 10か所で市民緑地認定がなされている（R3年3月末時点）。

市民緑地認定制度の概要

| | |
|------|---|
| 概要 | 空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。 |
| 対象要件 | ○対象区域： 緑化地域又は緑化重点地区内 ○設置管理主体： 民間主体（NPO法人、住民団体、企業等） |
| 認定基準 | ○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足 ○面積： 300㎡以上 、緑化率： 20%以上 ○設置管理期間： 5年以上 等 |
| 支援措置 | ○税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る 固定資産税・都市計画税の軽減 [3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)] ※R5年3月31日までの時限措置 ○予算 みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理する認定市民緑地における 植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助 (1/3負担)【社交金：市民緑地等整備事業】 |

○制度のフロー



○制度活用・検討状況（合計10か所）（R3年3月末時点）

| 認定年度 | 自治体 | 名称 | 面積 | みどり法人 |
|--------------|----------|---------------------|----------|---------------------------------------|
| H29年度 | 埼玉県さいたま市 | 中川自治会広場 | 約2,500㎡ | 中川自治会 |
| | 千葉県柏市 | かしわ路地裏市民緑地 | 約500㎡ | NPO法人 (urban design partners balloon) |
| H30年度 | 埼玉県さいたま市 | コクーンシティ | 約4,400㎡ | 片倉工業(株) |
| | 愛媛県西条市 | 紡ぐ広場 | 約4,000㎡ | (株)アドバンテック |
| | 愛知県名古屋市 | ノリタケの森 | 約21,300㎡ | (株)ノリタケカンパニーリミテド |
| | 兵庫県神戸市 | ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地 | 約1,100㎡ | ミズノスポーツサービス(株) |
| R元年度 (H31年度) | 茨城県つくば市 | ソシエルみどりのファームプレイス | 約470㎡ | (株)プレイスメイキング研究所 |
| | 東京都千代田区 | 一号館広場 | 約3,200㎡ | 三菱地所(株) |
| R2年度 | 東京都千代田区 | ホトリア広場 | 約2,000㎡ | 三菱地所(株) |
| | 東京都千代田区 | 神田スクエア広場 | 約4,900㎡ | 住友商事(株) |

④ 民間による市民緑地認定制度の創設（２）

○活用している（もしくは活用を検討している）自治体や設置管理者が感じている効果・課題は以下。
○課題を踏まえ、「市民緑地認定制度活用の手引き」において対処方針を示している。

効果

- ①広場空間の創出
 - 自治体の費用負担なく、公園緑地が不足する地域に広場空間を創出することが可能に。
- ②施設の認知・企業のイメージの向上
 - 公的な緑地としての認定を受けることで、施設の認知向上や企業のイメージアップにつながる。

課題

- ①対象地の選定基準、認定の基準が不明確
 - 立地、規模、配置（緑化重点地区内等に限定）、有料施設を含んで良いか等の基準が不明確。
 - 市民緑地認定の対象に対する全国一律の基準が示されていない。
 - 「市民緑地認定制度活用の手引き」において、認定基準を整理
- ②管理事業者にとってのメリットが限定的
 - 管理事業者にとって、活用のメリットを感じにくい（土地の税制優遇が期間限定、認定期間中は土地利用が制限される、企業敷地内のためセキュリティの問題が危惧される、等）。
 - みどり法人の申請や管理計画の書類作成など、事業者にとって事務手続きが面倒。
 - 「市民緑地認定制度活用の手引き」において、制度の意義や、認定までのプロセス・必要書類を整理
- ③管理の質の担保
 - 管理のレベルや管理が不適切な場合の対応方法について、自治体が検討を行う必要がある。
 - 「市民緑地認定制度活用の手引き」において、適切な設置及び管理を行っていない場合の対応方針を整理

⑤ 緑の担い手を指定する制度の拡充

- 緑地の保全・整備等を担う「みどり法人」について、指定権者を知事から市区町村長に変更するとともに、指定対象にまちづくり会社等の民間主体を追加。【都市緑地法第69条・H29年6月施行】
- 13法人が指定されている(R2年1月時点)。

みどり法人制度拡充の概要

| | 従前 | 改正後 |
|------|--|---|
| 名称 | 緑地管理機構 | 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人) |
| 指定権者 | 都道府県知事 | 市区町村長 |
| 指定対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社) |

- みどり法人として実施できる活動
(指定を受けた市区町村の区域内において活動)
- ◆ 市民緑地の設置及び管理
 - ◆ 特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
 - ◆ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

○指定状況(合計13法人)(R2年1月時点)

| 都道府県 | 市区町村 | 名称 |
|------|-------|-------------------------------------|
| 茨城県 | つくば市 | 株式会社プレイスメイキング研究所 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 中川自治会(認可地縁団体) |
| | | 片倉工業株式会社 |
| 千葉県 | 柏市 | NPO法人 urban design partners balloon |
| 東京都 | | 公益財団法人 東京都公園協会 |
| | 世田谷区 | 一般財団法人 世田谷トラストまちづくり |
| | 千代田区 | 三菱地所株式会社 |
| 神奈川県 | | 公益財団法人 神奈川県公園協会 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 公益財団法人 名古屋市みどりの協会 |
| | | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド |
| 大阪府 | 泉佐野市 | 一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会 |
| 兵庫県 | 神戸市 | ミズノスポーツサービス株式会社 |
| 愛媛県 | 西条市 | 株式会社アドバンテック |

※ 従前、都道府県知事から指定を受けていた緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う 住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなす

⑥ 都市公園ストック再編事業の創設

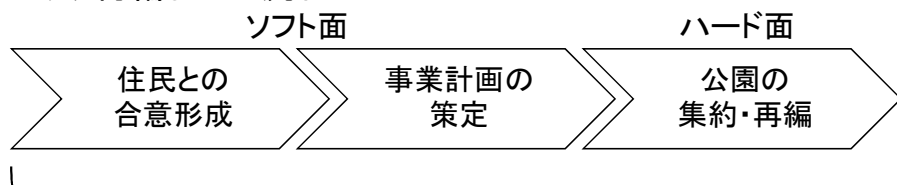
○H27年度に都市公園ストック再編事業を創設。都市公園の機能や配置の再編を図る自治体に対して、施設整備・用地取得・計画策定等への支援を行う。

○R3年度当初予算では21自治体で活用されており、全国に活用が広がっている。

都市公園ストック再編事業の概要

| | | |
|------|---|--|
| 概要 | 地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業に対して、社会資本整備総合交付金を交付。 | |
| 事業要件 | 事業計画 | 本事業を行おうとする地方公共団体は、 社会資本総合整備計画に都市公園ストック再編事業計画を記載。 |
| | 都市要件 | 立地適正化計画や緑の基本計画を策定している都市 における都市公園の機能や配置の再編が対象。 |
| | 対象事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の整備 ・都市公園の用地取得 ・都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費 |
| | 総事業費要件 | 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円(都道府県事業は30百万円)×計画年数以上であるもの。 |

○ストック再編までの流れ



ソフト面・ハード面の両方が支援対象

○活用状況(合計21自治体(22事業))
(R3年度当初予算)

| | |
|-----|-------------------|
| 北海道 | 札幌市、室蘭市、滝川市 |
| 青森県 | 弘前市 |
| 宮城県 | 仙台市 |
| 山形県 | 山形市 |
| 新潟県 | 新潟市、長岡市 |
| 長野県 | 上田市、塩尻市 |
| 岐阜県 | 岐阜市、大垣市 |
| 愛知県 | 名古屋市 |
| 三重県 | 四日市市 |
| 京都府 | 京都市 |
| 兵庫県 | 神戸市 |
| 島根県 | 隠岐の島町 |
| 福岡県 | 北九州市(2事業)、福岡市、行橋市 |
| 沖縄県 | 那覇市 |

⑦ 都市公園占用物件への保育所等の追加（1）

- 国家戦略特区法改正（H27.9施行）により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正により全国で可能に。【都市公園法第7条・H29年6月施行】
- 特区法改正により18公園、都市公園法改正により36公園で保育所等が設置されている（R3年4月1日時点）。

○占用許可による保育所等の設置（開設済み）事例（合計36公園）（R3年4月1日時点）

| 開設年度 | 公園管理者 | 整備施設 |
|-------|------------------|----------|
| H29年度 | 京都府京都市（一乗寺公園） | 認可保育所 |
| | 青森県むつ市（柳町児童公園） | 認可保育所 |
| H30年度 | 愛知県一宮市（真清公園） | 放課後児童クラブ |
| | 長崎県雲仙市（上山公園） | 認可保育所 |
| | 東京都品川区（西大井公園） | 認可保育所 |
| | 茨城県常陸太田市（山吹運動公園） | 社会福祉施設 |
| | 東京都江東区（南砂三丁目公園） | 認可保育所 |
| | 奈良県生駒市（生駒山麓公園） | 社会福祉施設 |
| R元年度 | 東京都港区（港南緑水公園） | 認可保育所 |
| | 東京都日野市（浅川スポーツ公園） | 認可保育所 |
| | 愛知県名古屋市（平和公園） | 認可保育所 |
| | 静岡県静岡市（新富公園） | 放課後児童クラブ |
| | 愛知県名古屋市（港明公園） | 放課後児童クラブ |
| | 愛知県名古屋市（緑黒石第一公園） | 放課後児童クラブ |
| | 東京都府中市（寿中央公園） | 学童クラブ |
| | 新潟県新潟市（秋葉公園） | 認定こども園 |
| R2年度 | 東京都杉並区（玉川上水緑道） | 認可保育所 |
| | 熊本県嘉島町（浮島周辺水辺公園） | 認可保育所 |
| | 新潟県燕市（みなみ親水公園） | 児童福祉施設 |
| | 大阪府高槻市（神内かなび公園） | 認定子ども園 |

| 開設年度 | 公園管理者 | 整備施設 |
|------------------|----------------|--------------------|
| R2年度 | 兵庫県伊丹市（稲野公園） | 公立保育所 |
| | 兵庫県神戸市（石屋川公園） | 認可保育園 |
| | 兵庫県神戸市（生田川公園） | 認可保育園 |
| | 兵庫県神戸市（王子南公園） | 認可保育園 |
| | 千葉県市川市（市川駅南公園） | 認可保育所 |
| | 岩手県盛岡市（中央公園） | 認可保育園 |
| | 千葉県市川市（妙典公園） | 認可保育所 |
| | 東京都昭島市（昭和公園） | 認可保育所 |
| | R3年度 | 東京都小平市（鈴木地域センター公園） |
| 富山県富山市（藤木公園） | | 放課後児童クラブ |
| 沖縄県豊見城市（豊見城団地緑地） | | 放課後児童クラブ |
| 兵庫県明石市（中崎遊園地） | | 認定子ども園 |
| 兵庫県明石市（松が丘公園） | | 認定子ども園 |
| 兵庫県明石市（上ヶ丘公園） | | 認可保育所 |
| 東京都新宿区（鶴巻南公園） | | 認可保育所 |
| 青森県むつ市（金谷公園） | | 認定こども園 |

※一覧の他、国家戦略特区法による保育所等の設置状況：全18施設開設済

⑦ 都市公園占用物件への保育所等の追加（２）

○都市公園内に保育所を設置している自治体・運営主体が感じている効果・課題は以下。

効果

①公園の活性化

－ 保育所利用者などの若い世代の利用が増え、公園が明るい雰囲気。

②保育所整備に合わせた公園機能の充実

－ 保育所にカフェを併設したり、保育所周辺に花壇を設置したりすることで、公園としての機能が充実。

③地域の子育て環境の充実

－ 保育所内に子育て交流サロン、授乳スペース等を設置して一般利用者に開放する事例がみられる。

④地域交流の創出

－ 保育所のイベントや公園清掃活動等を通して、園児・保護者と地域住民らが交流する機会を創出。

課題

①申請・手続きに時間を要する

－ 待機児童対策には迅速性が求められるが、都市公園内に設置するためには手続きや調整（例：公園内のインフラとの分離、公園利用者からの意見聴取）に時間がかかる。

②建築基準法上の考え方が不明確

－ 建築基準法上の考え方（接道・仮想敷地等）に統一したものが無く、確認申請時に苦慮。

③管理区分の明確化が必要

－ 公園管理者と保育所運営主体の間で管理区分の調整・明確化が必要。

⑧ PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

○PFI事業で公園施設を整備する場合の設置管理許可期間について、「最長10年」→「最長30年以内で公園管理者が定める期間」に延伸。【都市公園法第5条・H29年6月施行】

○5事業で設置管理許可期間の延伸が実施されている。

設置管理許可期間延伸の概要

- 都市公園におけるPFI事業は、事業の契約期間が長期に渡るものが多いことを踏まえ、PFI事業で公園施設を整備する場合の設置管理許可期間(現行:最長10年)を、PFI事業契約の契約期間の範囲内(最長30年)で公園管理者が設定できることとする。

○10年を超える設置管理許可期間を設定している事業(5事業)(R4年1月7日時点)

| 事業名 | 公園管理者 | 対象となる公園名 | 入札公告時期 | 維持管理・運営期間 | 設置管理許可対象施設 | 設置管理許可期間 |
|----------------------------------|--------------|------------|--------|-----------|---|--|
| 国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業 | 国土交通省関東地方整備局 | 国営常陸海浜公園 | H29年7月 | 20年 | ・既存施設(飲食・物販施設、運動施設、園地、トイレ、休憩施設、サイン、植栽等) ・園内遊覧施設 ・眺望施設 ・高度な遊戯施設 | 20年 |
| 新青少年教育施設整備運営事業 | 栃木県 | 県営みかも公園 | R元年5月 | 15年 | ・自由提案施設 (※事業者選定時に提案されず) | 設置許可:工事着手日から維持管理・運営期間終了まで 管理許可:施設引渡しから維持管理・運営期間終了まで |
| 新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業 | 青森県 | 新青森県総合運動公園 | R元年6月 | 15年 | ・自由提案施設 (※事業者選定時に提案されず) | 設置許可:工事着手日から維持管理・運営期間終了まで 管理許可:施設引渡しから維持管理・運営期間終了まで |
| 糸島市運動公園整備・管理運営事業 | 福岡県糸島市 | 糸島市運動公園 | R元年12月 | 14年9か月 | ・付帯施設 (※事業者選定時に提案されず) | 最長14年9か月 (※事業者提案による) |
| (仮称)草津市立プール整備・運営事業 | 滋賀県草津市 | (未定) | R2年10月 | 14年10か月 | ・自由提案施設 (※事業者選定時に提案されず) | 工事開始日～維持管理運営期間終了日 |

※改正都市公園法の施行(H29年6月以降)に入札公告が実施され、事業者選定を終えている事例が対象¹⁶

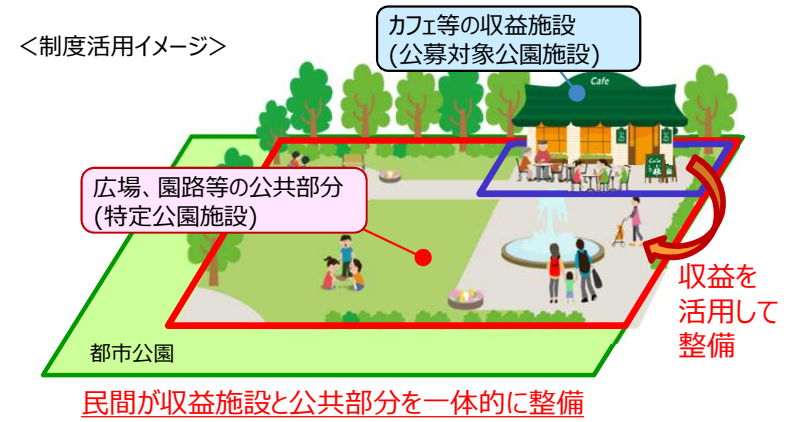
⑨ 公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 (1)

○都市公園の整備において民間活力の導入を促進することを目的に、公募設置管理制度(Park-PFI)を創設。【都市公園法 第5条の2・H29年6月施行】

○Park-PFIは65公園で活用されており、うち30公園では既に公募対象公園施設が供用されている(R3年4月28日時点)。

公募設置管理制度の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元すること**を条件に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される



○活用状況(合計65公園)(R3年4月28日時点・国土交通省調べ)

| 公募設置等 指針公表年度 | Park-PFI 活用事例一覧(65公園[51自治体、2地方整備局])、うち30公園で公募対象公園施設供用済 | | | |
|---------------------------|---|---|---|---|
| H29年度 (4公園) | 北九州市(勝山公園) | 豊島区(造幣局地区防災公園) | 名古屋市(久屋大通公園) | 岐阜県(ぎふ清流里山公園) |
| H30年度 (20公園) | 福岡県(天神中央公園) 盛岡市(木伏緑地) 仙台市(榴岡公園) 恵庭市(漁川河川緑地) 新宿区(新宿中央公園) | 別府市(別府公園) 鹿児島市(加治屋まちの杜公園) 近畿地方整備局(国営明石海峡公園) 群馬県(敷島公園) 横浜市(横浜動物の森公園) | 和歌山市(本町公園) 盛岡市(盛岡城跡公園) 堺市(大蓮公園) 京都市(大宮交通公園) むつ市(おおみなと臨海公園) | 別府市(鉄輪地獄地帯公園) 盛岡市(中央公園) 二戸市(金田一近隣公園) 湯河原町(万葉公園) 神戸市(海浜公園) |
| R元年度 (H31年度) (22公園) | 平戸市(中瀬草原) 福岡県(大濠公園) 渋谷区(北谷公園) 佐世保市(中央公園) 木更津市(鳥居崎海浜公園) 九州地方整備局(海の中道海浜公園) | 平塚市(湘南海岸公園) 神戸市(東遊園地) 愛知県(小幡緑地) 所沢市(東所沢公園) 各務原市(学びの森) 群馬県(観音山ファミリーパーク) | 岡崎市(乙川河川緑地・中央緑道) 東大阪市(花園中央公園) 富士川町(大法師公園) 福山市(中央公園) 神奈川県(観音崎公園) | 四日市市(中央緑地) 豊田市(鞍ヶ池公園) 堺市(大仙公園) むつ市(代官山公園) 山形市(ひばり公園) |
| H2年度 (19公園) | 越前市(武生中央公園) 青森市(青い森セントラルパーク) 茨城県(偕楽園公園) 堺市(原池公園) 須賀川市(翠ヶ丘公園) | 久留米市(中央公園) 北区(飛鳥山公園) 名古屋市(徳川園) 沖縄市(コザ運動公園) 我孫子市(手賀沼公園) | 静岡市(城北公園) 浜松市(万斛庄屋公園) 加賀市(山代西部公園) 渋谷区(恵比寿南一公園) 豊川市(赤塚山公園) | 津市(中勢グリーンパーク) 多摩市(多摩中央公園) 北九州市(到津の森公園) 広島市(中央公園) |

※赤字は公募対象公園施設がオープンしている公園、上記の他107か所において活用を検討中

⑨ 公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 (2)

○自治体側は公募設置管理制度について上表のような効果を感じている(期待も含む)一方で、主に民間事業者側からは、公民の相互理解や役割分担、公共側の対応の柔軟性等について、下表のような課題が挙げられている。

効果

- ①行政の費用負担の縮減
 - 民間事業者からの収益還元や使用料収入により、自治体は整備費・維持管理費の実質負担額を縮減可能。
- ②公園の利便性・魅力の向上
 - 新たな施設の整備によってサービスや公園の魅力が向上。
- ③事業者の投資促進
 - 長期の事業期間を担保することで、運営計画が立てやすくなり、投資が促進されるとともに、人材の計画的な育成が可能に。

課題

- ①公民の相互の理解と協力
 - 公共側の民間事業への理解、民間側の公共事業への認識を深め、協力することが必要。
- ②公民の役割分担の明確化
 - 関係者との説明・調整の役割分担、費用・リスク分担について明確化が必要。
- ③公共側の適切な人材配置・体制強化
 - 公共側の体制について、事業全体を適切にマネジメントできる人材の配置や、公民連携事業を担当する部署の設置等の強化が必要。
- ④スケジュール設定と管理
 - 行政内調整や各種協議、工事の準備・撤去にかかる期間を考慮した余裕のあるスケジュール設定が必要。
- ⑤情報の共有
 - 地下埋設物、土壌汚染などの前提条件となる情報を共有し、リスクを最小化することが必要。
- ⑥計画変更に対する柔軟な対応
 - やむをえない事情がある際の事業計画変更に関し公共側が柔軟に応じることが必要。
- ⑦機動的な予算措置
 - 事前調査や想定外の費用負担について、公共側が柔軟に予算を確保できるよう仕組みを整えることが必要。

10 協議会制度の創設（1）

○都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うことを目的に、協議会制度を創設。【都市公園法第17条の2・H29年6月施行】

○現在、全国に91の協議会が設置されている（R2年3月31日時点）。

協議会制度の概要

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 構成員は公園管理者、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

協議会における協議事項（例）

- ◆ 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ◆ キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- ◆ 都市公園のマネジメント方針、計画 等

○設置状況（合計91協議会）（R2年3月末時点）

| | | | | | |
|------|---|------|----|------|----|
| 北海道 | 2 | 石川県 | 1 | 岡山県 | |
| 青森県 | | 福井県 | 1 | 広島県 | |
| 岩手県 | 1 | 山梨県 | 1 | 山口県 | |
| 宮城県 | 1 | 長野県 | 4 | 徳島県 | |
| 秋田県 | | 岐阜県 | 7 | 香川県 | |
| 山形県 | | 静岡県 | 1 | 愛媛県 | 2 |
| 福島県 | 2 | 愛知県 | 3 | 高知県 | 1 |
| 茨城県 | 1 | 三重県 | 2 | 福岡県 | 1 |
| 栃木県 | | 滋賀県 | 7 | 佐賀県 | 1 |
| 群馬県 | 3 | 京都府 | 1 | 長崎県 | 1 |
| 埼玉県 | 3 | 大阪府 | 11 | 熊本県 | 1 |
| 千葉県 | 3 | 兵庫県 | 12 | 大分県 | |
| 東京都 | 1 | 奈良県 | 3 | 宮崎県 | |
| 神奈川県 | 9 | 和歌山県 | 1 | 鹿児島県 | 1 |
| 新潟県 | 1 | 鳥取県 | 1 | 沖縄県 | |
| 富山県 | | 島根県 | | 計 | 91 |

※空白の欄は未設置

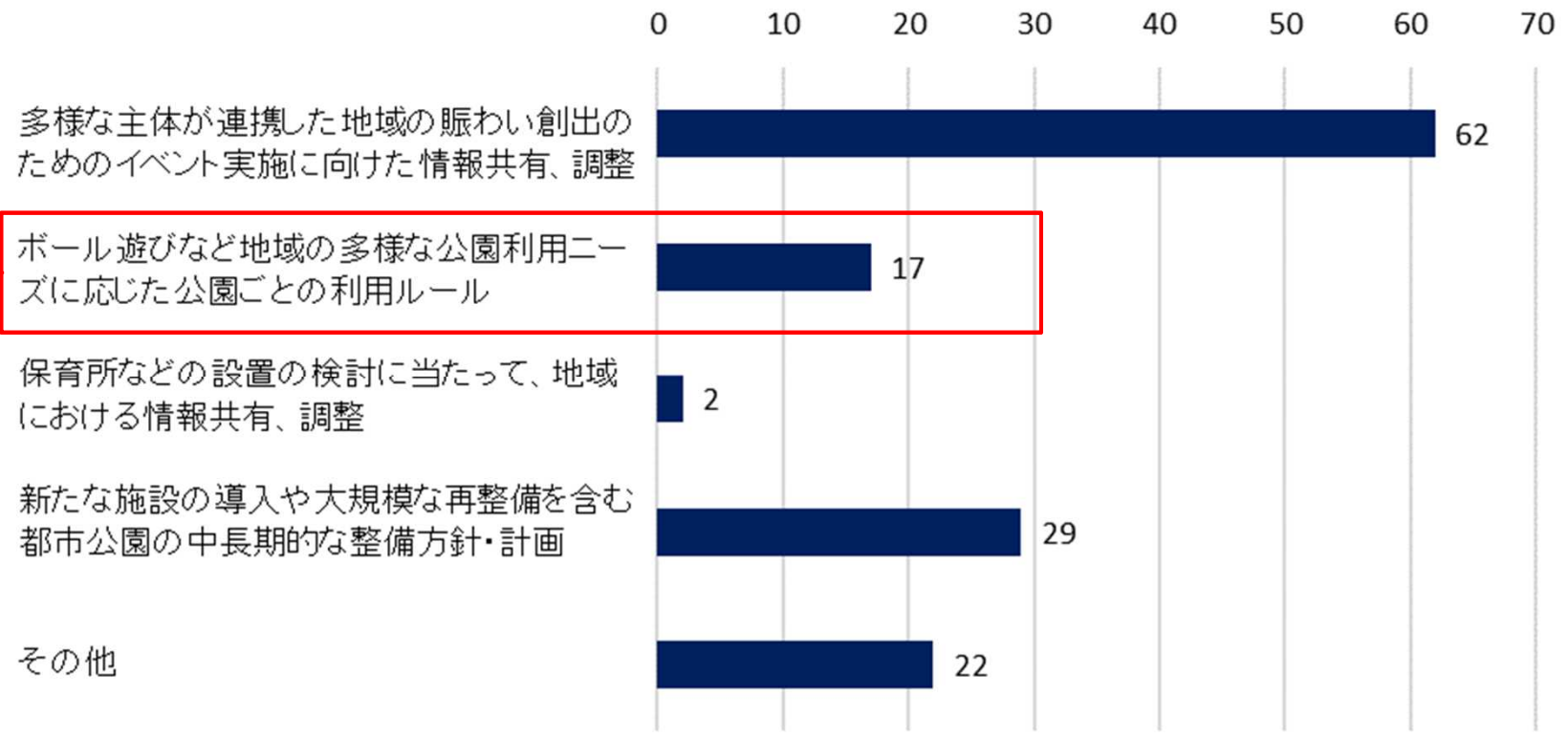
10 協議会制度の創設 (2)

○全国に91の協議会が設置されているが、イベント実施に向けた調整、新施設・再整備等の方針・計画等を協議内容とする協議会が多い一方、「ボール遊びなど地域の多様な公園利用ニーズに応じた公園ごとの利用ルール」等、公園の日常的な運営を扱う協議会は17にとどまる。

○公園の日常的な運営について扱う協議会の数が限定的

協議会における協議内容
(全国91協議会、複数回答、R2年3月31日時点)

課題



※利用ルールを扱う協議会の一覧は次ページ参照

10 協議会制度の創設 (3)

○利用ルールを扱う協議会は、広域公園、総合公園等の大規模な公園に設置されている場合が多い。

○利用ルールを協議項目に含めている協議会の一覧(全17協議会)

| 協議会名 | 公園名 | 公園管理者 | 所在地 | 公園種別 |
|--------------------------|-----------------|-------|-------------|-----------------|
| 真駒内公園を考え育てる協議会 | 北海道立真駒内公園 | 北海道 | 北海道札幌市 | 広域公園 |
| 古河公方公園づくり円卓会議 | 古河総合公園 | 古河市 | 茨城県古河市 | 総合公園 |
| 敷島公園運営協議会 | 敷島公園 | 群馬県 | 群馬県前橋市 | 運動公園 |
| 東高根森林公園「自治会・町内会連絡協議会」 | 東高根森林公園 | 神奈川県 | 神奈川県川崎市 | 風致公園 |
| 県立辻堂海浜公園運営協議会 | 辻堂海浜公園 | 神奈川県 | 神奈川県藤沢市 | 総合公園 |
| サーフビレッジ運営協議会 | 湘南海岸公園 | 神奈川県 | 神奈川県藤沢市 | 広域公園 |
| 茅ヶ崎里山公園運営会議 | 茅ヶ崎里山公園 | 神奈川県 | 神奈川県茅ヶ崎市 | 広域公園 |
| 静岡県都市公園懇話会 | 小笠山総合運動公園他 全7公園 | 静岡県 | 静岡県袋井市・掛川市他 | 総合公園、運動公園、広域公園 |
| 亀山市都市公園運営協議会 | 亀山公園他 全95公園 | 亀山市 | 三重県亀山市 | 街区公園、地区公園、総合公園等 |
| 滋賀県公園緑地検討協議会 びわこ文化公園部会 | びわこ文化公園(文化ゾーン) | 滋賀県 | 滋賀県大津市 | 総合公園 |
| 滋賀県公園緑地検討協議会 奥びわスポーツの森部会 | 奥びわスポーツの森 | 滋賀県 | 滋賀県長浜市 | 総合公園 |
| 滋賀県公園緑地検討協議会 びわこ地球市民の森部会 | びわこ地球市民の森 | 滋賀県 | 滋賀県守山市 | 都市緑地 |
| 西代里山公園運営検討会 | 西代里山公園 | 長岡京市 | 京都府長岡京市 | 近隣公園 |
| 赤穂海浜公園管理運営協議会 | 赤穂海浜公園 | 兵庫県 | 兵庫県赤穂市 | 広域公園 |
| みなとのもり公園運営会議 | 神戸震災復興記念公園 | 神戸市 | 兵庫県神戸市 | 総合公園 |
| 公園アドバイザー協議会 | 県立総合運動公園 | 長崎県 | 長崎県諫早市 | 総合公園 |
| 水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会 | 水前寺江津湖公園 | 熊本市 | 熊本県熊本市 | 広域公園 |

11 ガイドラインの作成、プラットフォームの支援

○都市公園における官民連携に関して、以下のようなガイドラインの作成やプラットフォームの支援を実施している。
 ○現状では情報・ノウハウの提供にとどまっており、相談窓口の設置や人材派遣など、より直接的な支援には至っていない。

主なガイドライン・プラットフォーム

○「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」

- ・都市公園のストック効果を地域の特性等に応じて最大限発揮していくにあたって、地方公共団体における取組の参考となる手引きと事例集。
- ・都市公園のストック効果を9つに分類したうえで、考え方や参考となる事例を紹介。

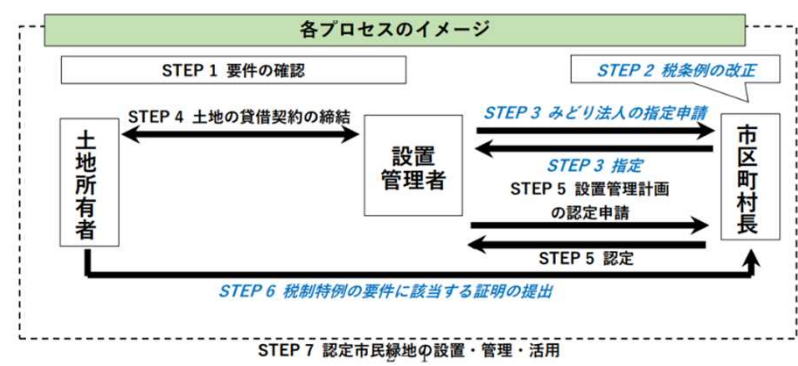


本手引きにおける都市公園のストック効果分類

- ①防災性向上効果**
災害発生時の避難地、防災拠点等となることにより都市の安全性を向上させる効果
- ②環境維持・改善効果**
生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
- ③健康・レクリエーション空間提供効果**
健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進をもたらす効果
- ④景観形成効果**
季節感や享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
- ⑤文化伝承効果**
地域の文化を伝承、発信する効果
- ⑥子育て、教育効果**
子どもの健全な育成の場を提供する効果
- ⑦コミュニティ形成効果**
地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
- ⑧観光振興効果**
観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
- ⑨経済活性化効果**
企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

○「市民緑地認定制度活用の手引き」

- ・市民緑地認定制度の活用を検討する民間団体や地方公共団体が、制度活用に至るまでの手続きを中心にポイントを取りまとめた手引き。
- ・制度概要、認定までのプロセス、活用支援策、活用事例等を紹介。



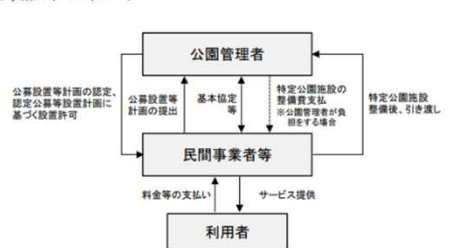
○「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI活用ガイドライン」

- ・より一層民間事業者等の資金やノウハウを活用した都市公園の整備、管理を推進するため、Park-PFIの具体的な活用方法、想定している手続きの流れ等を取りまとめたガイドライン。
- ・Park-PFI以外の既存のPPP/PFI手法の概要や特徴も合わせて整理。

■P-PFIのイメージ



■P-PFIの事業スキームイメージ



○「Park-PFI推進支援ネットワーク(PPnet)」

- ・一般社団法人日本公園緑地協会が運営する、Park-PFIに関する地方公共団体と民間事業者の情報発信の場となるポータルサイト。
- ・サウンディング情報、公募情報、講習会・セミナーの情報等を掲載。



12 都市公園等の品質を評価、保証する仕組み

- 前回検討会では、イギリスのグリーンフラッグシップアワードを参考に、都市公園や広場空間の評価を通じて都市公園の特性等を見える化し、より質を高めるための新たな仕組みの創設が検討されたが、具体的な施策には反映できていない。
- 民間事業者によるサービスとしては、ユーザー投稿に基づいた公園の評価等を掲載するアプリ・Webサイトが登場している。

| グリーンフラッグシップアワード(イギリス) | |
|-----------------------|--|
| 運営団体 | シビクトラスト ※環境活動を行う市民団体 |
| 審査員 | 運営団体の選定基準に基づく公園緑地分野の専門家 |
| 審査時期 | 年1回(運営団体が設定した時期) |
| 審査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ①入り口(アクセス性) ②安全・安心 ③清潔でよく手入れされているか ④持続性(環境への配慮) ⑤保護対策と遺産管理 ⑥コミュニティとの連携 ⑦マーケティング(情報提供・広報) ⑧マネジメント |
| 受賞による特典 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賞の有効期限は1年間 ● 受賞者には金銭的メリットはない <ul style="list-style-type: none"> ※受賞のメリットとしては、公園のプロモーションや収入機会の増加、スタッフのモチベーション向上、管理当局内での注目度向上のメリットが大きいと言われている。 |



対応状況

指定管理者から審査料を得て認定を行う制度の導入が民間団体主導で試行されたが、以下のような課題がみられ、導入に至っていない。

- 指定管理者を評価することは、必ずしも公園自体を評価することに結び付かない。
- 評価・認定を受けるインセンティブの付与の方法に工夫が必要。

民間事業者によるサービスの事例

民間事業者によるサービスとして、ユーザー投稿に基づく公園の評価や、公園の基本情報やイベント情報、魅力ポイント等を掲載するアプリ・Webサイトが登場している(参考資料P12)

【まとめ】前回検討会後の施策の実施・活用状況の一覧①

凡例：○施策を推進中 △一定の施策対応をしたが課題が残る ×課題が多く施策が実現していない

| 分類 | 前回検討会で実施すべきとされた事項 | | 対応状況 | 活用状況 |
|-------------------------------|------------------------------|----------------------------------|---|---------------------------------------|
| 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進 | (1) 緑の基本計画による戦略的な都市再構築の推進 | 緑とオープンスペースの観点からの集約型都市構造化の方針の明確化 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 「都市緑地法運用指針」において、立地適正化計画との整合を図るべき旨を記載。立地適正化計画との整合に言及する計画や、「コンパクトなまちづくり」推進のための公園・緑地の再編方針を定める計画がみられる。 | 立地適正化計画に係る記載のある計画数：25 |
| | | 民間の広場空間等との柔軟な緑とオープンスペースのネットワーク形成 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 「都市緑地法運用指針」において、緑化の推進にあたって官民の連携が重要である旨を記載。民間施設の緑と連携した緑のネットワーク形成等の方針を定める計画がみられる。 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を創設し、活用が進んでいる。 | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業活用事業数(R3年度当初予算)：61 |
| | | 緑とオープンスペースのマネジメントの方針や目標の明確化 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」の記載事項を拡充。管理の方針を記載する計画が増えており、具体的な運営の方針を定める事例もみられる。 | 「管理の方針」を記載している計画数：174 |
| | (2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化 | 都市公園と広場空間の一体的な整備、管理を推進する仕組みの充実 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法改正により都市公園法の特例等を創設。都市公園リノベーション協定制度を活用し、都市公園と隣接敷地の一体的な空間利用を図る事例がみられる。 | リノベーション協定制度活用数：1 |
| | | 良質な広場空間が創出する公共的な価値の適正な評価の検討 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 民間による市民緑地認定制度を創設。制度活用の手引きの作成も行っており、活用が進んでいる。 緑の担い手を指定する制度を拡充。 | 市民緑地認定数：10 みどり法人指定数：13 |
| | (3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の機能向上 | 都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 都市公園ストック再編事業を創設。全国で活用が進んでおり、公園の利便性向上、行政コスト縮減等の効果を上げている事例もみられる。 | 都市公園ストック再編事業活用事業数(R3年度当初予算)：22 |

【まとめ】前回検討会後の施策の実施・活用状況の一覧②

凡例：○施策を推進中 △一定の施策対応をしたが課題が残る ×課題が多く施策が実現していない

| 分類 | 前回検討会で実施すべきとされた事項 | | 対応状況 | 活用状況 | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|--|
| 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化 | (1)都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進 | 都市域全体の都市公園のマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」の記載事項を拡充。「緑の基本計画」内でマネジメント計画を策定する旨を記載している事例、実際に策定している事例がみられる。 | <ul style="list-style-type: none"> 「管理の方針」を記載している計画数：174 |
| | (2)地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進 | 保育所の都市公園内への設置など、多様な分野とのハード面、ソフト面の連携の強化 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園占有物件に保育所等を追加。一部事例では課題もみられるものの、公園の活性化や地域の子育て環境の充実などの効果が発現している。 | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園内への保育所等の設置数：54 |
| | | 都市公園を中核とした地域のコミュニティの再構築等による周辺地域の環境改善や不動産価値の向上と、価値上昇分の都市公園への還元の好循環の形成 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法改正により都市公園法の特例等を創設。民間事業者等が、都市公園内に利便増進に資する施設(サイクルポート・観光案内所・カフェ等)を設置することが可能になった。 | <ul style="list-style-type: none"> 特例に基づくサイクルポート等の設置数：7 リノベーション協定制度活用数：1 |
| | | 民間事業者等による公園の魅力向上に寄与する施設の設置の促進 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間を延伸 公募設置管理制度(Park-PFI)を創設。民間事業者より課題が提言されてはいるものの、全国で活用が広がっており、公園の魅力向上につながっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 10年超の設置管理許可期間を設定しているPFI事業数：5 Park-PFI活用事業数：65 |
| | 都市公園内の施設等の収益向上を図り、管理の質の向上に収益を充当 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 公募設置管理制度(Park-PFI)を創設。民間事業者より課題が提言されてはいるものの、全国で活用が広がっており、施設から得た収益を管理に還元する事例もみられる。 | <ul style="list-style-type: none"> Park-PFI活用事業数：65 | |
| (3)都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進 | 市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実 | △ | <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法改正により都市公園法の特例等を創設。民間事業者等が、都市公園内に利便増進に資する施設(サイクルポート・観光案内所・カフェ等)を設置することが可能になった。 市民主体の団体等が自律的に公園運営を可能とする制度の創設には至っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> サイクルポート等の設置数：7 リノベーション協定制度活用数：1 | |

【まとめ】前回検討会後の施策の実施・活用状況の一覧③

凡例：○施策を推進中 △一定の施策対応をしたが課題が残る ×課題が多く施策が実現していない

| 分類 | 前回検討会で実施すべきとされた事項 | | 対応状況 | | 活用状況 |
|-------------------------|----------------------------------|--|--|---|---|
| 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実 | (1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築 | 地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置 | △ | <ul style="list-style-type: none"> 協議会制度を創設。協議会の設置は広がっているが、公園の日常的な運営について扱う協議会は限られている。 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会設置数：91 |
| | (2) 新たなステージを支える人材の育成、活用 | 公園管理者のスキル、能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営の質向上のための情報交換会の実施 手引き等の作成、周知 民間事業者等と連携した戦略的な情報発信 | △ | <ul style="list-style-type: none"> 「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」等のガイドラインの作成等、一部取組を実施しているものの、より一層情報発信を強化する必要がある。 | — |
| | | 都市公園の柔軟な管理運営等をサポートする仕組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの相談をワンストップで受け、専門人材等を派遣する仕組み 民間事業者と自治体とのマッチングの仕組み 民間資格の認証制度 | △ | <ul style="list-style-type: none"> 「Park-PFI推進支援ネットワーク(PPnet)」等の民間事業者と地方公共団体のプラットフォームを支援。 登録ランドスケープアーキテクト等の民間資格を国土交通省登録に位置付け。 相談窓口の設置や人材派遣など、より直接的な支援には至っていない。 | — |
| | | 市民との連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市民の知識、スキルの継続的な向上 行政と市民をつなぐコーディネーター等の育成 | × | <ul style="list-style-type: none"> 推進に向けた検討が進められているものの、引き続きの検討課題となっている。 | — |
| (3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み | 都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設 | × | <ul style="list-style-type: none"> 民間団体主導で試行されているものの、引き続きの検討課題となっている。 | — | |